平成２２年（フ）第４２４０号
大阪市住吉区南住吉４丁目５番３―102号
破産者　山田　和明
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５６号
大阪府東大阪市森河内東２―18―20―801、住民票上の住所大阪市天王寺区東上町５番６号
破産者　梶原　基勝
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７９号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目８番３号
破産者　宮本　時人
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９１号
大阪府東大阪市喜里川町８番４号
破産者　西森　宮子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５３号
大阪府八尾市福万寺町３丁目14―11　201号、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南２丁目96番地
破産者　坂東　　登
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３５号
大阪府寝屋川市豊里町38番１―628号
破産者　宮前美代子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７号
堺市南区新檜尾台三丁３番13―109号、住民票上の住所兵庫県芦屋市清水町８番11号
破産者　生田歯科医院こと　生田　英熙
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
和歌山県橋本市野124番地の７　野団地２号棟１階26号室
破産者　有限会社スバル企画こと　嘉摩尻祐之
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
神戸市北区鈴蘭台南町７丁目10番18号
破産者　阪本　康之
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２２７号
神戸市北区花山東町２番18―107号、前住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目７番１―107号
破産者　船木防水こと　船木　勵介
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１７号
兵庫県川西市中央町14番５号
破産者　箕面　明男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３３号
大阪府大阪市東住吉区駒川４丁目11番14号
破産者　田畑　正明
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９７号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目33番地８
破産者　山中　仁志
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９９号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番40―315号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目33番地８
破産者　山中　智博
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目39番地の１　ＨＥＧフォレストＥ棟102号
破産者　山本　恭司
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県宝塚市雲雀丘４丁目２番16―101号
破産者　安達　洋一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３４号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目７番１―1201号、前住所神戸市須磨区北落合４丁目45番13号
破産者　山本　和寛
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目119番地フローレスタ101号
破産者　川上美奈子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０７号
兵庫県川西市水明台１丁目３番地の64
破産者　津波　悠希
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部